

新潟市北区 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成30年4月

北区通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容についても関係機関で協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組を行うため、このたび、関係機関の連携体制を構築し、「新潟市北区 通学路交通安全プログラム」を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「通学路安全推進会議」を設置し通学路安全確保に向け連携を図ります。

- ・ 北区教育支援センター
- ・ 北警察署（交通課交通管理係）
- ・ 北区役所建設課（維持係）
- ・ 北区役所区民生活課（生活環境係）
- ・ 国土交通省新潟国道事務所（必要に応じて）

※合同点検や推進会議をする場合、必要に応じて学校職員及び学校区の自治会等が会議に入る場合もあります。

3. 取組方針

（1）基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、緊急合同点検後も合同点検を継続するとともに、対策実施後の効果検証も行い、必要に応じて対策の改善を行います。

これらの取組を PDCA サイクルとして定期的の実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

[通学路安全確保のための PDCA サイクル]



(2) 定期的な合同点検

○合同点検の実施時期等

- ・区内の小学校における危険箇所を2年に1回程度、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握が必要であることから、夏期と冬期を交互に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、通学路安全推進会議において、重点課題を設定し、合同点検を実施します。

○合同点検の体制

- ・通学路安全推進会議メンバーの他、状況により学校及び自治会などの参加を求める場合もあります。

(3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所については、必要に応じ通学路安全推進会議を開催し対応策を検討します。

(4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

(5) 対策効果の検証

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、学校施設管理者宛に状況調査を行い、対策効果の検証を実施します。

(6) 対策の改善

- ・対策実施後も、合同点検や効果検証の結果を踏まえて、対策内容の改善を図ります。

4. 箇所図、箇所一覧表の公表

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために小学校ごとの「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

5. プログラムの年間スケジュール

検討事項	事務内容	担当課
① 通学路の変更及び危険個所調査（4月～5月）	●各小学校から要対策箇所通学路変更の有無を調査する。	●北区教育支援センター
② 学校報告箇所の集約（6月～8月）	●小学校、自治会等の要望箇所を集約する。	●北区教育支援センター
③ 合同点検の実施（11月）	●推進会議構成機関や学校、状況により自治会等と合同点検を実施する。	●北区教育支援センター ●北区建設課 ●北区区民生活課 ●北警察署
④ 各機関での対策実施（随時）	●各機関で検討を行った対策を実施する。	●ハード対策 ・北区建設課 ・北警察署 ●ソフト対策 ・北区教育支援センター ・北区区民生活課 ・北警察署
⑤ 区通学路安全推進会議（11月～12月） （必要に応じて随時）	●要対策箇所についての具体的な対策を検討する。 ●前年度対策実施個所の効果を検証する。	●北区教育支援センター ●北区建設課 ●北区区民生活課 ●北警察署
⑥ ホームページ公表（3月）	●要対策箇所及び公表済み箇所の進捗状況を公表する。	●学校支援課